

採石業者の業務管理者の変更について

産業振興課あてに以下 1. ～ 6. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

業務管理者の解任のみの変更の場合は、以下 2. ～ 5. の書類は不要です。

なお、合格証は通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 7. ～ 8. も提出をお願いします。

【提出書類】

1. 登録事項変更届書	1 部
2. 誓約書	1 部
3. 雇用証明書	1 部
4. 新たに任じる業務管理者の住民票(コピー不可)	1 部
(注) 千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。	
5. 新たに任じる業務管理者の合格証(コピー不可)	1 部
6. 解任する業務管理者の合格証(コピー不可)	1 部

7. 490円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

8. 10円切手18枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

9. 住民票は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

【作成方法】

1. 登録事項変更届書

(1) 「1 変更事項の内容」の「従前の内容」には、登録されている業務管理者全ての氏名を記載する。「変更後の内容」には、当該変更後の業務管理者全ての氏名を記載する。

(2) 「2 変更の年月日」には、「〇〇年〇〇月〇〇日 ×× ××の業務管理者選任」等のように記載する。

2. 誓約書

(1) 事業者名で提出する。

(2) 事務所が2ヶ所以上ある場合、それぞれの事務所及び当該事務所に置く業務管理者氏名を記載する。

3. 雇用証明書

- (1) 事業者名で提出する。
- (2) 業務管理者1人につき1枚作成する。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。  
申請する前にFAXいただければ下見もいたします。  
~~~~~

【提出・問い合わせ先】
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県商工労働部産業振興課資源対策室
電 話：043-223-2735
FAX：043-222-4555